

目 次

条 例	ページ
5 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
6 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例	4
7 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例	6
規 則	
4 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8
5 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	9

条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和元年 11 月 11 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 25 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準	(期末手当) 第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 25 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準

日の属する月の別に規則で定める日（次条及び第 25 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 28 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 （略）

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 （略）

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

日の属する月の別に規則で定める日（次条及び第 25 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 28 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 （略）

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 （略）

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第 26 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第 28 条 (略)

2～4 (略)

5 法第 28 条第 2 項により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第 23 条第

(勤勉手当)

第 26 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第 28 条 (略)

2～4 (略)

5 法第 28 条第 2 項により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前 4 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 23 条第 1 項

1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に規則で定める日に、それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 (略)

に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第 4 条 この条例の規定により退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる常勤の職員又はその遺族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号に規定する職員</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 前項に掲げる組合市町村等の職員(以下「職員」という。)のうち、市町村長、副市町村長、地方公営企業管理者、監査委員、<u>教育長及び地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号に規定する職員</u>を特別職の職員といい、それ以外の者を一般職の職員という。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別職の職員が退職した場合の退職手当)</p> <p>第 11 条 特別職の職員に対する退職手当の額は、第 4 条の 3 及び第 5 条から第 8 条ま</p>	<p>(退職手当を受ける者の範囲)</p> <p>第 4 条 この条例の規定により退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる常勤の職員又はその遺族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 前項に掲げる組合市町村等の職員(以下「職員」という。)のうち、市町村長、副市町村長、地方公営企業管理者、監査委員<u>及び教育長</u>を特別職の職員といい、それ以外の者を一般職の職員という。</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別職の職員が退職した場合の退職手当)</p> <p>第 11 条 特別職の職員に対する退職手当の額は、第 4 条の 3 及び第 5 条から第 8 条ま</p>

での規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公営企業管理者、監査委員、教育長及び地方公務員法第3条第3項第4号に規定する職員 100分の20
(特別職の職員の勤続月数の計算)

第11条の2 前条第1項に規定する勤続月数の計算は、特別職の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月(教育長にあっては、36月、地方公務員法第3条第3項第4号に規定する職員にあっては、当該職の組合市町村等で定めた任期を月として換算した月数。以下この条において同じ。)を超えるときは、48月とする。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第27条 退職(この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第33条までにおいて同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

での規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公営企業管理者、監査委員及び教育長 100分の20

(特別職の職員の勤続月数の計算)

第11条の2 前条第1項に規定する勤続月数の計算は、特別職の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月(教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。)を超えるときは、48月とする。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第27条 退職(この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第33条までにおいて同じ。)をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

<p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 <u>(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)</u> 又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条の改正規定は令和元年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第 4 条、第 11 条及び第 11 条の 2 の規定は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例(平成 16 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般負担金)</p> <p>第 2 条 組合市町村等は、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(平成 16 年条例第 22 号。以下「支給条例」という。)の規定による退職手当の支給に要する費用及び新潟県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)の事務に要する費用に充てるため、毎月初日に在職する支給条例第 4 条第 1 項に規定する職員(月の中途において組合市町村等の職員となった場合は、当該月の初日に在職したものとみなす。)の給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれについて定める率を乗じて得た額に相当する金額を一般負担金として組合に納入するものとする。ただし、特別職の職員の勤続月数が 48 月(教育長にあっては、36 月)、<u>地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 4 号に</u></p>	<p>(一般負担金)</p> <p>第 2 条 組合市町村等は、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(平成 16 年条例第 22 号。以下「支給条例」という。)の規定による退職手当の支給に要する費用及び新潟県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)の事務に要する費用に充てるため、毎月初日に在職する支給条例第 4 条第 1 項に規定する職員(月の中途において組合市町村等の職員となった場合は、当該月の初日に在職したものとみなす。)の給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれについて定める率を乗じて得た額に相当する金額を一般負担金として組合に納入するものとする。ただし、特別職の職員の勤続月数が 48 月(教育長にあっては、36 月)を超えた場合は、超えた月の一般負担金は納入しないものとする</p>

規定する職員にあっては、当該職の組合市町村等で定めた任期を月として換算した月数)を超えた場合は、超えた月の一般負担金は納入しないものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定する負担金の計算は、次の各号の例による。

(1) (略)

(2) 休職（地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項の休職を除く。）、休業（同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業であって、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）第 49 条第 1 項第 1 号に定める要件に該当しないもの及び同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業を除く。）その他の事情により一時的に給料を減額された場合は、本来受けるべき給料額とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）の期間中においては、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料額とする。

(3) (略)

3 (略)

る。

(1)・(2) (略)

2 前項に規定する負担金の計算は、次の各号の例による。

(1) (略)

(2) 休職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 5 項の休職を除く。）、休業（同法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業であって、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）第 49 条第 1 項第 1 号に定める要件に該当しないもの及び同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業を除く。）その他の事情により一時的に給料を減額された場合は、本来受けるべき給料額とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）の期間中においては、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料額とする。

(3) (略)

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和元年 11 月 11 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第4号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第5号)

新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 給与条例第23条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他管理者の定める者に限る。）となつた者 ア・イ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第15条 給与条例第26条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者について</p>	<p>第3条 給与条例第23条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他管理者の定める者に限る。）となつた者 ア・イ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>第15条 給与条例第26条第1項後段の別に定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者について</p>

<p>ては、この限りではない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ては、この限りではない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める者)</p> <p>第 20 条 条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める者)</p> <p>第 20 条 条例第 26 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p><u>(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第 13 号（別紙）を次のように改める。

別記様式第 13 号（別紙）

⑰退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】			
所属組合市町村等の長記載欄	退職者記載欄	退職の事由	※公共職業安定所記載欄
<input type="checkbox"/>		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの	
<input type="checkbox"/>		2 定年又は任期満了によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職（定年 歳）	
<input type="checkbox"/>		(2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>		3 所属組合市町村等の長からの働きかけ等によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(5) 退職勧奨	
<input type="checkbox"/>		4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>		(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため	
<input type="checkbox"/>		(2) 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>		5 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため （新住所 _____）	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他（具体的に _____）	
<input type="checkbox"/>		6 その他（1－5 いずれにも該当しない場合）	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 具体的事情記載欄（所属組合市町村等の長用） </div>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。